

議案第 15 号

議決第 号

始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市保育所の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
小山田保育所	始良市加治木町小山田1386番地

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。